

新発田藩校道学堂の出版費用

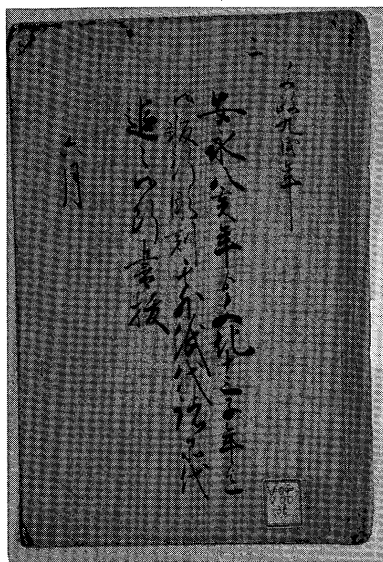
高橋 明彦

越後国新発田藩の藩校道学堂（講堂とも称す）における出版については、既に述べたことがあるが^①（「新発田藩版とその原版」。以下、前稿とする）、本稿では、それを補完する資料として新発田市立図書館蔵「出版費用明細」を紹介し、いささか愚考をめぐらしたい。なお、本稿は前稿との内容の重複を避け、概説も一切省いている。願わくば、当該拙稿も御参照頂けると幸いである。

一、「出版費用明細」について

「出版費用明細」は、道学堂の出版に関わる費用を記した文書である。全本文を稿末に翻刻し、記された年月日ごとに「1」～「92」までの通番号を振っておいた。翻刻に当たっての凡例なども当該部分を適宜御参照願いたい。

【図版1】



まず、書誌的な事項を紹介しておく。

【形態】半紙本一冊共表紙仮綴じ

【表紙】共紙で「文政九戌年／安永八亥年より文化十三年迄／御版行彫刻其外紙代諸品代／追々御断書抜／六月」と打付書き（墨書）。また「出版費用明細」と青鉛筆で記される（近代後補）。【図版1】

【構成】墨付き二十五丁（表紙含む）。每半葉およそ七行。上下をほぼ二段に分け、上段に金額、下段にその費目を記す。

【所蔵】新発田市立図書館（郷土資料）請求番号V00-36

【備考】筆跡は一人の手になるものであり、表紙に見える「文政九年」の段階で一時にまとめられたと思われる。

さて、この「出版費用明細」という書名は、表紙の墨書からもわかって近代の仮題である。が、新発田市立図書館編『郷土資料目録』にその書名で立項され、また、表紙からも原題とすべき適切な語句も見当たらないので異をとえぬが賢明であろう。

また、やはり表紙に「抜書」とある点で、安永八年から文化十三年に渡るまで版行に掛った費用を網羅しているものでもない。実際内容を見ても、省略があるのだろう。前後の脈絡が分かりにくかったり、また確実にその頃の出版にかかるはずの本の記載が無い、といった問題がある。これは残念な事であるが、しかし、かといって本資料が無価値であるわけではないだろう。特に、出版にかかる金額などの記載は貴重な資料と思われる。以下、本資料で注目すべき点をいくつか取上げてゆくことにしたい。なお、「1」等の数字は、翻刻に附した通番号である。

二、成立について

本資料の基本的性格については実はよく分からないことが多い。特に、どの管轄においてこれが記されたものなのか。支払いの段階での控、すなわち出納帳を抜出したものなのか。とすれば、勘定方の管轄にあった文書ということになる。或いは、出納帳から御版行方（藩校の出版局）が抜出したものか。

または、そうではなくて、御版行方が出版に掛る費用を計上し勘定方へ提出する際の控のようなものであったのか。等々、良く分からない。例えば「2」を見れば、次のようにあるが、

「2」 安永八年亥年九月十一日御断

一 銭三貫四百文

五分廣紙 貳千枚代

但御筆記板行物御入用佐藤八右衛門方より申出次第相渡訳

これは、藩主溝口直養著『勸学筆記』を刊行するため、本文を印刷する五分広紙二千枚の代金銭三貫四百文を、新発田藩儒佐藤八右衛門から申出があり次第に支払いなさい、この件は安永八年九月十一日に届出られた、という意味である。

新発田藩の資料には、藩の財政全般を記す出納帳のようなものは、郷土資料類を見る限り無いようでもあり、比較もままならぬ以上ここは全くの推測であるが、いささか考えを示しておく。

本資料が文政九年の段階でなんらか藩の収支全体に関わる出納帳のようなものから版行方に関わる記事を抜出したのではないかと思われる。抄出された記事が完全に版行方の出費を網羅していない点などから見れば、その抜出し方もいささか恣意的に行われたのではないか。なお、妙出者は勘定方が行ったか、版行方が行ったかは分からぬが、例えば版行方の過去の業務を振返る等、これをまとめるならかの必要があったのだろう。その点では版行方の手になる可能性のほうが高いように思われる。実際、文政九年という年は、翌十年も含め十代藩主直諒が率先して学制の改革を行った年であり、その改革の中には、書籍版行の職務をそれまでの都講の職務

から「勉学のため御免」（『御記録』文政九年七月二十五日）として外し、新たに版行方二名を任命したという件がある²⁾。つまりこの時期に藩校機構に関わる大きな改変が在ったわけで、これに連動して本資料が草されたと考えるのが妥当であろう。

三、関連人物

但し書きの部分に数名の人物が見える。これを拾っておこう³⁾。

【板倉理兵衛】名は知崇、初め平太郎、後に理兵衛と称す。寛保元年生れ、安永六年家督、天明元年九月十四日御目付、同七年十一月九日番頭、寛政四年五月二十一日武頭、寛政十一年十月十三日御徒支配大目付兼役など歴任。享和二年三月十四日致仕、文化六年六月三日病没、七十歳。藩校の教授役ではないが、本資料で見ると藩版に関わっている。その職歴から推測してもどのような関りであったのか少々判断に苦しむ所がある。父は彦兵衛（名は行恒）といい、その長男。二男が次項の平次郎。

【板倉平次郎】名は弘毅、号は震斎、平次郎と称す。延享三年生れ、朱子学を学び明和六年八月十五日中小姓に召され三人扶持、翌七年三月十四日二十一歳にして三年間を暇を乞うて京の久米訂齋に入門する。安永四年閏十二月十五日藩校教授役。勘定奉行・郡奉行・御使役などを兼任し文化十二年二月二十二日致仕。文化十三年十月十三日病没、七十一歳。

【佐藤八右衛門】名は尚志、号復齋、八右衛門と称す。寛延二年生れ、寛政三年八月三日没。藩儒。野田剛齋門。父は弥平太（名は安澄）といい、その長男。二男に次項の平次郎、三男に惣藏（名尚義、後に重遠）、四男に東四郎（名明善）、五男に松五郎（名は懋徳）とあり何れも藩儒として新発田あるいは江戸藩邸で教鞭を執った。

【佐藤平次郎】名は誠明、称は平次郎、後に名を照明、称を左右衛門とする。寛延三年生れ、天明元年一月十六日藩校教授役。勘定奉行・郡奉行なども兼任したが文化十四年八月二十六日他職を免除して教授専一に勤むべき旨を仰せ付けられる。文政八年二月二十三日致仕、文政十年八月二十九

日病没、七十八歳。幸田子善門。

【井上兵馬】名は行恒、兵馬と称す。寛延四年生れ、安永八年藩校都講、天明三年八月十七日教授役。普請方・疋方・御金地払方なども兼任。享和三年十一月二十三日江戸藩邸にて病没、五十三歳。久米訂齋門。

【清治宗之丞】『資治通鑑綱目抄略』の筆耕として見える人物である〔25〕

〔38〕。名は維徳、字は子裕、号は牧山、宗之丞と称す。北蒲原郡松浦村川北組浦新田の名主の長男に生れたが、学問に志し弱冠にして弟に譲り京都に遊学すること数年、学成りて新発田藩に仕える。九代藩主溝口直養は領民の教育のため領内各地で定期的な勉強会を開くという制度を作り、その講師は領民のなかで篤学の者が勤めた。これを杜講といい、宗之丞もその一人である。『御記録』安政七年五月十四日に、ほか三人とともに「不絶致講書奇特成義に付」き、四書・小学・白鹿洞掲示の諸書を下賜されている。また同月十八日には「浦新田名主倅宗之丞に講釈いたさせ」云々という記事も見え、これが杜講となった年と考えてよいか。詩を能くしたが、中年に至って異疾を得、享和元年十一月八日没す⁽⁴⁾。

ほかに坂部道賀〔30〕・坂部次郎右衛門〔80〕、新観〔14〕という人名が見えるが、不明。両坂部は同一人物かどうか。一方は筆耕で、清治宗之丞などと同格の学術的な作業であるが、他方の「直し」は「道具」を用い、また〔83〕でも見えるので職人仕事であろう。その点、同一人物たりえぬように思う。また、これ以外に都講〔9〕〔15〕〔88〕、普請奉行〔8〕〔19〕、御納戸方〔1〕〔6〕の役職名が見えるが、一番多いのは御版行方である。御版行方については概要を前稿で記した。都講は藩校において言わば助手のような役職である⁽⁵⁾。文政九年に藩版事業が都講から版行方の統括になったことは先に述べた。

四、書目

次に本資料に見える書名について見ておく。ゴシックで掲げた文字が資

料中での表記で、通番号を併記した。このうち、小學(倭板小学)〔11〕〔87〕、四書(倭板四書)〔88〕、近思録〔92〕については前稿で既に述べたので省略する⁽⁶⁾。何れも「彫刻」の語を用いているので、整版本である。また、白鹿洞〔8〕も、前稿で述べた『白鹿洞学規集注』であろう。

○御筆記〔2〕 八代藩主直養著「勸学筆記」である。この著を「御筆記」と呼ぶ用例は『御記録』などにも多い。因みに後述の資治通鑑綱目抄略なども通鑑御抄略などと呼んでいる。大本一冊、墨付き八丁、遊び紙前一丁。後表紙見返に「安永己亥秋 越後新發田 藤間得康謹刊」とある。初見は新発田市立図書館蔵本・請求番号V09-424(以下、V09番代の本は総て同館所蔵本)。

○敬斎箴〔4〕〔8〕 既に阿部隆一の的確な紹介がある⁽⁷⁾。「敬斎箴」には明暦元年刊本(全十六丁)、およびその覆刻の江戸前期無刊記刊本があり、新発田藩版は後者の忠実な翻刻(覆刻ではない)。「刊記はないが、崎門学の信奉者たる新発田藩主溝口浩軒が刊刻せる闡斎校点本の一つで、板木が今も新発田に残っている。単辺(一九×一四・三厘)無界七行一三字、注小字双行。版心白口双黒花魚尾「敬斎箴(丁付)」。藩が盛んに崎門関係の出版を行った安永年刊か天保頃の刊であろうか。」と記す。匡郭は一丁オ(序丁オ)でなく内題下(本文初丁)を計っている。板木は溝口氏菩提寺寶光寺の経蔵に保管されており、御住職の御厚意により一部を拝見した。全十八丁。初見はV09-760。同館には江戸前期無刊記本(V09-761)もある。

○活字版四書〔22〕 新発田市立図書館などには現存せず未見⁽⁸⁾。活字版四書は『御記録』安永九年二月二日に「御家中一統町在へ申達趣」という記事があり、これが活字版四書刊行の嚆矢であろう。

一御家中より町在迄学問懸候者、次第に相増候得共、未々に至ては

学問志候者も、書籍の用意いたし兼、不得已延々に罷成候義可有之哉と被思召、於京都活字板被仰付、此度致出来候付、末々迄貧窮にて四書相調候義、心外いたし兼候者へ、可被下置候間向々支配頭町在方は、庄屋検断社講共兼執心の者得と遂吟味可申立候。尤右体の者へは四書全部成共又は大学論語孟子中庸の中一色充成共、願次第可被下置候間、等閑にいたし不置、支配下の者落無之様に相糺、来る廿日迄に山嶋組々は三月朔日限以書付都講迄可申立候

一活字板四書の義故、訓点無之候間、其組社講共に有之嘉点の訓点にしたかひ誦読可致候

本資料「22」は天明三年七月「此度活字版四書近思錄緘方皆出来」とあるが、これは数年を掛けて摺っていたと、取敢えず考えておく。また、右の引用から京都へあつらえていることが分かるが、実際にはどうやら御版行方の職人も植字・摺版に携っているらしく、京へ出張したか、あるいは摺版の現場を京都から新発田に移した可能性もある。

というのも、前稿注8でも示したが、これに触れた佐藤八右衛門の上申書「覚」(V005)がある。未紹介でもあるので引用しておく。仮名漢字、平出は原文のまま。読点を附した。ただし難読箇所がある。冒頭の「去子春」は安永九年二月である(明和五年は時期が早すぎ、寛政四年は八右衛門の没後)。

覚

一、去子春中被仰付四書活字板之義、来十一月中二者全部摺立出来仕、御家中より町在迄相願候者へ御渡方相済候由、朱子集注之四書一統□渡り、御領内末々之者迄所持仕候段、御太造之

思召立被為成、御成就御悦喜被遊候、其上活字板者文字植立並摺方ともに六ヶ敷、□□勞成義ニ御聞候所、御板行方之者出精仕数百部之四書早速出来仕候間、御板行方之内未召抱御家中奉公等仕罷有候者共、

其人相応ニ被召抱可然候、乍去御当節大勢一度ニ被召抱候にも有御望間敷ニ付、明キ跡等御望之節追々被召抱、活字板行方相勤骨折候段、相立て御仕向け御望□勤功相立候義故、此後段之御板行被仰付候物摺方励にも相成可然哉ニ

思召候事、
右之通申上候様被仰付候ニ付、昨日御意之段口上ニ而申上候所、書付差上可申とて被仰聞候間、則御板行方名前書付宅通相添別書之通書付差上申候
以上

十月十三日 佐藤八右衛門

○活字版近思錄「18」「22」 これも現物は未見である¹⁰⁾。常識的に考えれば、整版の『近思錄』に先立って刊行されたと思う。確証は特になが、先述の四書も活字版が整版に先立っている。

○通鑑抄略「25」、通鑑綱目「38」「80」、通鑑御抄略「86」 これはいずれも同一で『資治通鑑綱目抄略』であろう。大本十六冊(正編十三卷十三冊、続編三卷三冊)という大部な本である。新発田藩版の多くが全一冊程度の薄い本である事を考えると異質な印象がする。無刊記。「天明四年孟春/浩軒」とする藩主溝口直養の序文を持つが、本資料によれば数年を掛けて清書がなされているようである。事実、本文の書体は明朝体(一〜五卷、九〜十三卷)・宋朝体(六〜八卷)・楷書(続編)と一貫しておらず、複数の手になるか或いは多年に涉った事を示している。所見は内閣文庫本(別20、2)だが、洪染めの地に菊小紋の艶出し、丁子色の花布も附し、豪華とは思えないまでも新発田藩版には似合わぬ美麗な装丁だが、恐らく原装と思う。寛政十二年三月「86」に「表紙下紙」(見返に貼る紙であろう。一冊に二枚使う勘定になる)を四百枚漉しているが、十六冊分に使えば、十部強しか作れない。この時は後刷りをしたのではなくて、献呈本か何かしらの

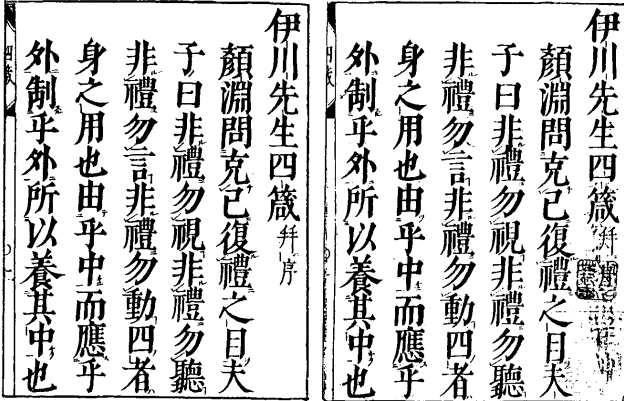
理由で装丁仕直したのではないか。

○續儀礼経伝通解「34」『儀礼経伝通解』である。全二九卷二〇冊。前稿注9でも触れた。補足すると、「天明二年壬寅冬十一月／皇都／山本平左衛門／林権兵衛／梓行所」(20冊目62丁ウラ)とあり、天明二年刊とすべきのだが、天明六年に同書肆に「版行出来仕候ニ付被下」というのは時期が少しずれている。或いは、刊記とは別に天明六年が刊行年なのか。

○国字筆記類「87」新発田藩版のオリジナルの刊行になる崎門儒者の仮名文集成『諸先輩国字筆記』である。前稿注22で概略を記した。

○四箴附考「89」町版で無刊記本が一種類知られているようであるが⁽¹⁾、新発田藩版はこの精確な覆刻ながら、送仮名に少し違いが有る【図版2】。無刊記。

【図版2】



【新発田藩版】

【町版・無刊記本】

○程子論性諸説「89」これも町版からの覆刻である。町版では一種類を確認した⁽¹²⁾。四箴附考ともども、文化十二年以降の刊行であることが分る。

【注】

- (1) 高橋明彦「新発田藩版とその原版」『江戸文学』16号・ぺりかん社・一九九六年。そもそも藩版の研究は書誌的見地からはほとんど手付かずの状態であるので、まだ確たる事は言えないが、ここで取上げる新発田藩版はかなり特異な性格を持っているように思われる。特に一般書肆との関係について、それらと提携せずに完全に自前で版行している点、その発行書の多くに一般書肆からの覆刻版が多くある点などがそうである。これが本当に特殊であるか否かは、今後の他所の藩版・藩校版の研究を俟つ以外に無く、また新発田藩版全出版物のリストも未だ作成し得ない段階ではあるが、いまはこうした資料紹介を進める。
- (2) 帆刈喜久男「十代藩主溝口直諒と藩校教授たち(上)」『新発田郷土誌』十九号・一九九〇年。『御記録』は歴代藩主の政務記録で新発田市史編纂委員会「新発田市史資料」第一巻所収。
- (3) 文政十一年九月成「続世臣譜」(市史編纂委員会編「新発田藩資料」2藩臣編)。および編纂委員会編「新発田市史」上巻・第四章「文化——新発田藩崎門学派系譜」を参考にした。
- (4) 坂口仁一郎「北越詩話」巻三「清治維徳」。藤間登「杜講宗之丞の寺を訪う」(『新発田郷土史』十二号・一九七八年)。生年・享年は分からぬ様だが、藤間論文はそれまで不明であった宗之丞の菩提寺を発見し過去帳を示した研究。
- (5) 『新発田市史』上巻・第四章「文化——教授役・都講人名表」に歴代都講の一覧が有る。
- (6) 倭板小学の開板は安永九年(刊記より)、倭板四書は寛政十二年(別に記録がある。前稿注15参照)であり本資料通りである。他方、近思録の開板時期に関しては、長沢規矩也『和刻本漢籍分類目録』九九頁が新発田藩版近思録を安永九年刊行とするが(活字版近思録とは別に立項されているので整版を言っているのだろう)、当該刊記を持つ本も関係資料も未見である。本資料「91」の文化十三年の記事は近思録の二版刊行などの可能性もあるかもしれないが、いずれにせよ安永九年刊は疑わしい。
- (7) 日本思想大系「山崎闇斎学派」解説・五三二頁
- (8) 後藤憲二「近世木活留眞譜」(稀本零葉集)が中庸輯略、孟子集注、論語集注の活字版の写真を載せ、「傳新発田藩木活」と記すが、これであろう。また、『近世活字版目録』(日本書誌学大系50)一一一頁の四書章句集注の記事も同じであろうか。次注

の『近思録』と同じく、「大本四周半辺無界九行十七字」という版式が共通する。所蔵先を御教示願いたい。

(9) なお、この上申書には年付けがないが、前稿では天明五年成とした。これは新発田図編『郷土資料目録』同書の年代認定で、それを是としたため、加えて本資料「22」の天明四年七月六日「此度活字版四書近思録緘方皆出来」の記事を鑑みてである。但し疑問も残る。「覚」の「来十一月中二者全部摺立出来仕」が、本資料「22」の「七月」と齟齬する。その点、「覚」の成立を安永十年とし、同十年十一月までに数百部を摺り上げその後天明年間にも活字版を摺った、という可能性もなくはない。いずれとも決したいが、何にせよ完全に京都にあつらえているのではなくて活字版についても自前で刊行していたことに注目すべきであろう。

(10) 後藤憲二『近世木活留真譜』（稀本零葉集）に「傳新発田藩木活」とし、寛政十二年の所蔵者墨書があると言う。また、『近世活字版目録』六三頁にも記事が有る。

(11) 『和刻本漢籍分類目録』九八頁による。町版の所見は小浜市立図書館（請求番号・崎297、および崎299）。元禄十一年『増益書籍目録』に「白人板」とあるのがこれか。新発田藩版はV09-32、V09-44、V09-45で何れも同版。但し、摺りの具合はかかなり異なり、多く摺られていることを物語っている。

(12) 町版の所見は小浜図蔵（崎299、崎305、崎306、何れも同版）。藩版は新発田図蔵（V09-47）。

五、資料

【凡例】

- 一、原文の趣きを再現すべく、かな漢字の別、漢字字体などは区別した。但し合字はかなに開いた。
- 一、行移り・字下げ・段組みなども原文に倣っている。但し、但書きの部分については行移りを再現していない。また、小書きとまでは行かないが少々小さめに書かれている文字などがある。この場合は大きさは区別していない。
- 一、丁移りは、「(一丁オ)」の如く、閉じ鉤括弧と丁数で示した。
- 一、特に注記が必要な部分は、鉤括弧で当該部分を示し、丸括弧により注記した。誤字・宛字と思われるものには傍らにママと附した。

一、項目毎に、「1」の如く、通番号を振った。

【本文】

文政九戌年

「三」（朱）

安永八亥年より文化十三年迄

御版行彫刻其外紙代諸品代

追々御断書抜

「出版費用明細」（青鉛筆）

六月」（表紙）

「1」安永八亥年九月十日御断

一金壹両貳歩

但板行彫作料并板行板代共

一 銭貳百八拾文

一 同六拾五文

右御納戸方申立

「2」安永八亥年九月十一日御断「(一丁オ)」

一 銭三貫四百文

五分廣紙貳千枚代

但御筆記板行物御入用佐藤八右衛門方より申出次第相渡訳

「3」安永八亥年十二月二日御断

一 銭壹貫八百七拾貳文

一 銀拾七匁五分

但去冬より当春迄江戸表ニ而御買上ケニ相成候代「(二丁ウ)」

「4」同九子年二月廿五日御断

一 銭三百五拾文

但井上兵馬江相渡訳

敬齋箴千枚摺代

〔5〕同年三月朔日御断

一 錢貳貫貳百五拾文 表紙百枚代

但井上兵馬江相渡訊

〔6〕同年同月十一日御断〔二丁オ〕

一 金壹兩壹步銀五匁 表紙五百枚代

一 銀拾三匁 同百枚代

一 同八匁貳步五厘 大白緘糸代

一 金四兩銀六匁 美濃紙貳拾束代

一 同六匁 京紙代

一 同拾八匁八分 表紙百枚代

一 同拾匁 大白緘糸代〔二丁ウ〕

一 同四拾貳匁四分 上藏半紙貳丸束代

一 金三步 筆墨代

一 銀貳拾匁八分 切出シ小刀三通代

一 同貳拾匁 唐本表紙百枚代

但御納戸渡し

一 錢拾三貫貳百五拾文 桜壺寸三分版行板四拾壺枚代

右御普請奉行渡〔三丁オ〕

〔7〕安永九子年四月五日御断

一 錢貳貫四百文 木硯其外品々代

右板倉理兵衛申立

〔8〕同年六月廿八日御断

一 金貳兩三分錢百貳拾文 桜版行板大小百九拾五枚半代

一 錢貳拾九貫六拾文 御版行桜板三百拾壺枚代

右御普請奉行渡〔三丁ウ〕

一 錢四百三拾五文 白鹿洞敬齋箆摺賃

右板倉理兵衛渡

〔9〕天明元丑年十月十三日御断

講堂ニ而御版行方御入用品々代左之通申立都講中より申出次

第御渡可有候

一 錢七貫五百文 竹皮五千枚

一 同三百貳拾文 木硯貳ツ代〔四丁オ〕

一 錢八百五拾文 文庫壺ツ代

一 同七百拾文 藤紙三拾三枚代

一 同三百五拾文 切出シのみ代

九貫七百三拾文

〔10〕天明元丑年十月廿七日御断

一 錢三拾六貫文 美濃紙三拾束代

右御版行御入用〔四丁ウ〕

一 錢拾貫九百七拾三文 信濃縁切紙御買上雜用共

右井上兵馬佐藤平次郎申立

〔11〕同年十一月六日御断

井上兵馬佐藤平次郎より申出次第相渡可有候

一 錢貳貫百文 解題紙五分廣六百枚代

一 同貳百八拾文 木硯壺ツ代

一 同九貫七百貳拾文 御版行墨八百四拾貳挺半代〔五丁オ〕

一 錢百五拾文 小學版木七拾枚柱木代

一 同四百五拾文 右板木釘代

一 同四百八拾文 大工四人分

一 同百五拾文 右棚板並釣木代

拾三貫三百三拾文

〔12〕天明二寅年三月六日御断

一 錢八貫六百八拾四文 御買上物諸品代〔五丁ウ〕

一 同五貫百文 粘入紙三千枚代

一 同拾貫五百文 竹ノ皮七千枚代

右御版行方御入用井上兵馬佐藤平次郎申立

〔13〕同年三月廿四日御断

一 錢三拾四貫文 西紙式拾丸代

右同断

〔14〕同年五月四日御断〔六丁オ〕

井上兵馬佐藤平次郎より左之通受取度段申立御尋申出次第御渡可有候

一金式拾兩永六拾七文壹分 信濃縁切紙拾万枚代

一 錢拾貫四百六拾式文 右紙買上雜用

一 同三百五拾文 外題五分廣紙百枚代

一 同拾壹貫五百九拾文 御買上物品々代

〆式拾兩錢九拾貫八百三拾八文

但御版行方御入用新觀申立〔六丁ウ〕

〔15〕天明二寅年五月十九日御断

左之通都講より御版行方御入用申立御尋申出次第御渡可有候

一 錢五拾貳貫五百文 美濃紙三拾五束代

一 同五拾壹貫文 西紙三拾丸代

一 同拾三貫文 墨千挺代

〆百拾六貫五百文〔七丁オ〕

〔16〕天明二寅年七月二日御断

井上兵馬佐藤平次郎より御版行方御入用請取度段申立御尋申出次第御渡可有候

一 錢百五拾壹貫八拾七文 紙代並諸品御買上代

〔17〕同年九月五日御断

一 錢九貫六百五拾三文 御版行方諸品御買上物代

右佐藤平次郎より申出次第可被相渡候〔七丁ウ〕

〔18〕同年九月廿九日御断

一 錢拾五貫文

右者此度活字版近思録不残出来立孰茂骨折二付被下佐藤平次郎申立

〔19〕同年十月十六日御断

一 錢拾九貫五百文 桜板式百三拾九枚代

右御版行方御入用御普請奉行申立〔八丁オ〕

〔20〕天明三卯年二月廿日御断

一 錢九貫貳百貳拾七文 御版行方諸品御買上物代

右佐藤平次郎井上兵馬申立

〔21〕同年四月廿四日御断

一 錢壹貫六百八拾六文 御版行方諸品御買上物代

右兩人申立

〔22〕同年七月六日御断〔八丁ウ〕

一 金壹歩錢九貫四百文

右者此度活字版四書近思録緘方皆出来二付被下金

〔23〕同年七月十二日御断

一 錢拾五貫貳百貳文 諸品御買上物代

右御版行方御入用井上兵馬佐藤平次郎申立〔九丁オ〕

〔24〕天明三卯年九月七日御断

一 錢七貫三百九文 御版行方諸品御買上物代

〔25〕同年九月十六日御断

一 金壹歩 筆代

但通鑑抄略御版下認清治宗之丞被仰付御入用

右井上兵馬佐藤平次郎申立〔九丁ウ〕

〔26〕同年十月十日御断

一 以後錢七貫文被下置 彫物師文内俵

一 式人扶持七貫文被仰付 文蔵

一 錢五貫四百文 御版行師 九人

右孰茂御版行彫方骨折相動二付被下置

〔27〕同年十二月廿日御断〔十丁オ〕

一 錢貳拾貳貫六拾文 諸品御買上物代

右御版行方御入用井上兵馬佐藤平次郎申立

〔28〕天明四辰年二月廿七日御断

一 錢四拾貫六百九拾九文 諸品御買上物代

右御版行方御入用右兩人申立

〔29〕同年三月十四日御断〔十丁ウ〕

一 錢八拾五貫三百貳拾三文 信濃縁切紙五万枚代

右御版行方御入用右兩人申立

〔30〕同年四月十九日御断

一 金貳歩 坂部道賀

但御版下認方被仰付候処皆出来骨折候ニ付被下置

〔31〕同年五月朔日御断〔十一丁オ〕

一 錢五貫三百九拾九文 諸品御買上物代

右御版行方申立

〔32〕天明五巳年十二月十七日御断

一 錢拾七貫六拾九文 諸品御買上物代

右御版行方申立

〔33〕同六年二月廿六日御断

一 金三步錢拾四貫貳文 諸品御買上物代

右同断〔十一丁ウ〕

〔34〕同年四月十五日御断

一 金三步 京都彫物師 林権兵衛

一 同貳歩 同 秋田屋平左衛門

右續儀礼経傳通解版行出来仕候ニ付被下板倉兵次郎申立

〔35〕同年五月朔日御断

一 錢拾八貫貳百八拾文 諸品御買上物代〔十二丁オ〕

右御版行方申立

〔36〕同年七月二日御断

一 金壹歩錢八貫五百五文 諸品御買上物代

右同断

〔37〕同年十二月廿四日御断

一 錢拾四貫三拾貳文 諸品御買上物代

右井上兵馬佐藤平次郎申立〔十二丁ウ〕

〔38〕同年七月未年正月廿一日御断

一 金二分 清治宗之丞

但通鑑綱目御版下認方骨折候ニ付被下置

〔39〕同年四月晦日御断

一 錢六貫三拾壹文 諸品御買上物代

右御版行方申立

〔40〕同年五月朔日御断〔十三丁オ〕

一 金貳両三步 御版行師拾四人被下金候

〔41〕天明七未年七月六日御断

一 錢七貫五百文 竹ノ皮五千枚代

一 金壹歩錢六貫七百貳拾六文 御買上物代

右御版行方申立

〔42〕同年九月十日御断

一 金壹両錢五貫貳百五拾貳文 諸品御買上物代〔十四丁ウ〕

右同断

〔43〕同八年申年三月朔日御断

一 錢七貫六百四拾文 諸品御買上物代

右同断

〔44〕同年七月九日御断

一 錢四貫貳百拾壹文 諸品御買上物代

右御版行方申立〔十四丁オ〕

〔45〕天明八申年七月十二日御断

一 錢五貫文 御版行師 代助弟 忠藏
但願之通御雇御版行師御免被成下尤春中より彫方出精いたし候付被下

[46] 同年九月七日御断

一 錢六貫七百六拾七文 諸品御買上物代

右御版行方御入用佐藤平次郎井上兵馬申立

[47] 同年十二月廿五日御断〔十四丁ウ〕

一 錢四貫八百九拾文 諸品御買上物代

右同断

[48] 同九酉年五月三日御断

一 錢四貫百三拾七文 諸品御買上物代

右御版行方申立

[49] 同年五月廿二日御断

一 金壹兩壹分 御版行師共鉄物代

[50] 同年七月九日御断〔十五丁オ〕

一 錢七貫百七拾三文 諸品御買上物代

右御版行方御入用

[51] 寛政元酉年九月七日御断

一 錢貳貫貳百七拾九文 諸品御買上物代

右同断

[52] 同二戌年四月晦日御断

一 金壹步錢六貫六百三拾四文 諸品御買上物代〔十五丁ウ〕

右御版行方申立

[53] 寛政二戌年五月廿日御断

一 金三分貳朱 御版行方五人彫刻道具代

右同断

[54] 同年九月四日御断

一 錢三貫七百文 諸品御買上物代

右御版行方申立

[55] 同年十二月廿二日御断〔十六丁オ〕

一 錢拾六貫七百八拾八文 諸品御買上物代

右御版行方申立

[56] 寛政三亥年三月十九日御断

一 金壹兩 御版行師五人彫刻道具代

[57] 同年五月二日御断

一 錢四貫五百八拾八文 諸品御買上物代〔十六丁ウ〕

右御版行方申立

[58] 同年七月九日御断

一 金三兩三分錢五百五拾文 信濃縁切紙御買上代

一 同貳分錢三拾三貫六百六拾文 諸品御買上物代

右同断

[59] 同年九月三日御断

一 錢七貫百貳拾五文 諸品御買上物代〔十七丁オ〕

右御版行方申立

[60] 寛政三亥九月七日御断

一 金壹分 御版行師文蔵道具代

右同断

[61] 同年十月十二日御断

一 錢四拾貫文 縁切紙貳万枚代

右御版行方申立〔十七丁ウ〕

[62] 同年十二月十八日御断

一 錢貳拾九貫五拾八文 諸品御買上物代

右同断

[63] 同四子年閏二月廿七日御断

一 錢拾貫八百七拾三文 諸品御買上物代

右同断

[64] 同年四月十一日御断〔十八丁オ〕

一 金壹兩 御版行師六人鉄物代

〔65〕寛政四子年四月廿六日御断

一 錢七拾貫百貳拾五文 縁切紙三万三千枚代

右佐藤平次郎井上兵馬申立

〔66〕同年同月廿七日御断

一 錢拾壹貫三百四拾八文 諸品御買上物代

右御版行方申立〔十八丁ウ〕

〔67〕同年九月六日御断

一 錢拾九貫三百七拾壹文 諸品御買上物代

右同断

〔68〕同年十月廿日御断

一 錢九拾貳貫四百文 但春秋四傳御抄略彫中貨錢並惣紙高御入用中積り〔十九丁オ〕

〔69〕寛政四子年十二月廿一日御断

一 錢三拾壹貫貳百八拾六文

但御版行方筆墨紙代其外品々御買上物御入用並御版行方御履被下錢共

〔70〕同五丑年三月廿四日御断

一 錢八拾五貫文 縁切紙四万枚代〔十九丁ウ〕

〔71〕同年五月朔日御断

一 金貳朱錢九貫四拾六文 諸品御買上物代

右御版行方申立

〔72〕同年七月十一日御断

一 金壹分錢貳拾九貫五拾八文 諸品御買上物代並御履被下錢共

右同断

〔73〕同年十一月十八日御断〔二十丁オ〕

一 金壹両 御版行師五人彫刻鉄物代

〔74〕同年十二月廿五日御断

一 金壹分式朱 諸品御買上物代並御履被下錢共

錢貳拾八貫四百五拾八文

右御版行方申立

〔75〕同六寅年三月四日御断

一 錢七貫六百四文 諸品御買上物代〔二十丁ウ〕

右同断

〔76〕同年五月三日御断

一 錢六貫八百四拾四文 諸品御買上物代

右同断

〔77〕同年七月朔日御断

一 金貳分 錢貳拾三貫九百四拾貳文 諸品御買上物代

右同断〔二十二丁オ〕

〔78〕寛政六寅年七月八日御断

一 錢六拾三貫四百七拾四文 縁切紙三万千六百六拾枚代

右通鑑綱目御抄略摺立

〔79〕同八辰年二月十日御断

一 金壹分 書役為五郎彫刻鉄物代

〔80〕同九巳年五月四日御断

一 錢壹貫四百八拾貳文 坂部次郎右衛門江

但通鑑綱目直し方被仰付候ニ付道具代

〔81〕同年五月廿一日御断〔二十二丁ウ〕

一 金貳分 御門番組代次郎助七彫刻鉄物代

右同断

〔82〕寛政九巳年六月廿一日御断

一 錢九百文 御雇之者三人

但御急摺立もの有之当分御版行摺方被仰付候ニ付被下錢壹人ニ付三百文ツ、

〔83〕同年八月三日御断

一 錢三貫文 御雇之者壹人

但御版行直し方罷出ニ付一日百文ツ、雇錢

右板倉理兵衛申立

〔84〕同十一月廿二日御断(二十三丁オ)

一 錢五貫六百文 表紙四百枚渡代

一 同式貫文 表紙上紙千枚渡代

右同人申立

〔85〕同十二月二日御断

一 錢貳拾壹貫六百貳拾三文 御版行方紙代不足分

右同人申立

〔86〕寛政十二申年三月八日御断

一 錢五貫六百文 通鑑御抄略表紙下紙四百枚渡代

右同人申立(二十二丁ウ)

〔87〕同年四月晦日御断

一 錢四貫四百文 御雇三人

但小学並国字筆記類摺立御雇錢三月廿六日より四月廿六日迄日教九十

三日之内不足分引

右都講申立

〔88〕同年七月六日御断

左之通申立御尋左様御心得可有候尤四書御開板彫刻賃錢之杯一枚到出来候得者其度毎相渡候儀ニ付皆出来之上本證文入致度候当時より請取候分者通ニ而受取申度旨板倉理兵衛申立ニ付其段申達御尋左様御心得可有候以上(二十三丁オ)

丁子屋与右衛門父 新兵衛

此度四書御開板ニ付右之者御版行彫刻いたし候ニ付彫刻中来ル十日ヨリ三

人扶持申付

右板倉理兵衛申立

〔89〕文化十二亥年十一月廿日御断

一 錢拾七貫八文

但四箴附考程子論性諸説齣刻賃錢中積

〔90〕同十三年正月十六日御断

一 錢三百文(二十三丁ウ)

但御書物外題三枚彫刻賃錢

〔91〕同年四月朔日御断

一 錢五百文

但圍系紙版木一枚彫刻賃錢

〔92〕同年八月九日御断

一金拾八兩三步二朱永拾九文

但此度近思錄齣刻被仰付ニ付彫刻賃錢中積壹字ニ付三文ツ、

右都講申立尤一時ニ付請取候義ニ無之追々通帳ニ而請取り候旨申聞之事(二十四丁オ)

【附記】成稿にあたって、新発田市立図書館・小浜市立図書館の方々のご高配に感謝します。特に、両館とも電子コピーによる複写を快諾して頂き、異版調査で大変有益でした。また、廣澤山寶光寺御住職、新発田市教育委員会高橋礼弥氏にも御教示に与りました。記して感謝申し上げます。

(平成8年10月31日受理)